平成２８年（フ）第７２９号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1605番地　グリーンパレス高木201号
債務者　瀬利　智昭
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　尚記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４０号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目45番地　ＲＯＳＳＯ一1201号
債務者　田中　　優
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　重成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４２号
札幌市白石区川下741番地150
債務者　白川　晃晴
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県深谷市武蔵野3618番地、旧住所埼玉県深谷市上野台2985番地４　田口コーポ202号
債務者　玉田　　勲
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３１０号
名古屋市千種区千種３丁目22番16号　アメニティ吹上505号
債務者　豊田　光陽
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１３号
名古屋市天白区土原３丁目106番地　エバーグリーンハウス101
債務者　宮澤　秀雄
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７６号
横浜市都筑区池辺町4488番地１　プラザ皆川第２一202
債務者　坂本　知明
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
横浜市鶴見区岸谷１丁目28番29号
債務者　伊東　朋子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
山口県岩国市麻里布町６丁目３番９号岩国大成自動車ビル204
債務者　山根　昭尚
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第２１号
山口県岩国市山手町３丁目60番１一207号
債務者　山根　和典
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４７号
千葉県旭市蛇園827番地３
債務者　内山　紀子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第８１号
仙台市泉区北中山４丁目39番地の14　アビタシオンＫ’ｓ北中山Ｂ一203
債務者　柿崎　　主
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
仙台市青葉区通町２丁目２番17一106号、従前の住所仙台市青葉区二日町17番20一301号
債務者　柏村千代子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
仙台市太白区山田北前町18番15号
債務者　安井　智宏
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
福島市黒岩字上ノ町７番地の３
債務者　喜古　弘恵
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
福島県福島市御山字中屋敷97番地の１おやまワタナベハイツ201号
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福島地方裁判所